

12 大阪府学校教育審議会答申

昭和47年5月15日

大阪府教育委員会

委員長 赤堀 四郎 殿

大阪府学校教育審議会

会長職務代理 本 城 市次郎

後期中等教育制度分科会

分科会長 蜂 屋 慶

高立高等学校の入学者選抜方法の改善について(答申)

本審議会は、大阪府教育委員から諮問された「公立高等学校の入学者選抜方法の改善」について、昭和46年7月以降、後期中等教育制度分科会において慎重な審議を行なった結果、次のような結論を得たので答申します。

大阪府学校教育審議会後期中等教育制度分科会は、公立高等学校の入学者選抜方法の改善について、次の事項を審議した。

- 1 入学者選抜方法を改善すべき高等学校の種類について
- 2 選抜方法について
 - ① 学区の改編
 - ② 選抜方式の改善

上記事項を審議するにあたって、まず、高等学校入学者選抜の現状と問題点を分析し、ついで、改善のための基本目標を明確にして、現状における問題点の解決方法を構想するとともに、根本的解決への展望を求め、その実現に必要な諸条件を明らかにすることに努めた。

I 高等学校入学者選抜方法の現状と問題点

さきに、大阪府公立高等学校入学者選抜制度協議会は、高等学校受験準備のための過度な負担を軽減し、かたよった学習態度を是正して、中学校教育の正常な発展に資するため、

- ① 学力検査の実施教科を5教科にする。
- ② 調査書をいっそう重視する。
- ③ 選抜方式については、単独選抜を併用する方式(いわゆる「大阪方式」)に改める。

の三点を骨子とする中間答申(昭和41年7月30日)と答申(昭和43年7月11日)を行なった。

教育委員会は、中間答申に基づき、昭和42年度より、学力検査の実施教科と調査書の取扱いについての改善を行ない、中学校における学習活動のかたよりを是正する効果を得た。しかし、答申に示された選抜方式の改善については、「設置者の異なる公立高等学校の取扱い」の問題等の処理について、検討を必要とし、実施への成案を得ることができず、現行の5学区単独選抜の方式を改善することなく今日に至った。

その間、高等学校進学者の著しい増加と大学への進学希望者の急増は、公立の全日制普通科高等学校への進学希望者の増加をもたらし、特に、大学進学を見通して特定の高等学校への入学を希望する傾向を強めた。その結果、現在においては、

- ① 高等学校間の、いわゆる「格差」の増大
 - ② 中学校における受験準備のための過度の学習負担
 - ③ 高等学校と地域との結合の弱まり
- 等の問題を生じるに至った。

Ⅱ 選抜方法改善の基本目標と審議事項

1 基本目標

(一般的目標)

中等教育の基本的目的は、学力水準のいかんを問わず、すべての青少年に人間性の全体的、調和的発達をもたらすことにある。高等学校入学者の選抜方法は、中学校における指導および学習に対して、強力な具体的影響を与えるものである。したがって、選抜方法の改善にあたっては、中等教育の基本的目的にのっとり、学習意欲を喚起し、中学校、高等学校教育の正常な充実、発展を促すものでなければならない。

(当面の目標)

大阪府の中等教育の現状に対しては、高等学校入学者の選抜方法を改善することによって、さきに示した問題の解決に資すること、すなわち、

- ① 高等学校間のいわゆる「格差」を是正すること
- ② 中学校における受験準備のための過度の学習負担を軽減し、正常な学習活動をもたらすこと
- ③ 高等学校と地域との結合を強めることによって、教育の充実を目ざすこと

を当面の目標とした。

2 審議事項

(1) 審議の対象

Iに示したように、現行の高等学校入学者の選抜方法のもたらした中等教育の問題点は、公立の全日制普通科高等学校への入学をめぐって、特に著しい。したがって、当分科会においては、改善への第一段階として、公立の全日制普通科高等学校（他学科併置高等学校を含む。）への入学者の選抜方法を審議の対象とした。しかし、高等学校教育全体に対して重大な関連をもつ問題であるから、公立の職業科高等学校、定時制高等学校（課程）および私立の高等学校への影響を考慮しつつ審議を進めた。

(2) 審議の内容

公立高等学校の入学者選抜方法の改善について諮問を受けたのであるが、当分科会においては、選抜方法の改善に含まれる多くの問題のうち、特に選抜方法の基本的あり方に関連し、当面の目標にもっとも大きな効果をもたらすと考えられる「学区の改編」と「選抜方式の改善」を中心に審議を行なった。

II 学区の改編と選抜方式の改善

後述の審議経過が示すように、学区の改編と選抜方式の改善を実施するにあたっては、多くの困難があり、なお検討すべき多くの問題が残されている。

しかし、現状を放置することは、問題をますます深刻化することになるので、当面実施すべき措置として、次の結論を得た。

(1) 学区に関しては、現行の5学区を8～10程度の学区に改編すること。

(2) 選抜方式に関しては、総合選抜方式の利点を検討し、昭和48年3月末までに結論を得ることを目途として、なお審議を継続すること。

審議経過を述べると、まず、学区の改編については、学区の縮小がIIのIで示した当面の目標を実現するのに有効な措置であることは認められる。

しかし、小学区制の導入は、既設高等学校の配置および収容率の不均衡を考慮するとき、多くの解決されなければならない問題点が見出されるので、当面8～10程度の学区に改編することにした。

つきに、選抜方式の改善については、総合選抜方式が、同じく当面の目標の実現にこたえられるものであることを認め、中学区総合選抜、大学区群選抜等の実現可能性について慎重な検討を加えた。

しかしながら、総合選抜の具体的な方式、内容、実施の時期等については、結論を得るに至らなかったため、選抜方式については、なお継続審議が必要であるとした。

IV 根本的改善のための条件整備

選抜方法改善の基本目標を達成するためには、さらに学区の改編と選抜方式の改善が進められなければならない。具体的にどのような改編と改善がなされるにしても、以下に述べる諸条件の整備が前提とされねばならず、そのために積極的な措置をすみやかに講じることが教育行政の重大な責務である。

- (1) 各高等学校における施設・設備等の格差の解消、特に市立高等学校への措置
 - (2) 各高等学校における教員組織の構成の検討
 - (3) 急激な生徒増に対応するための高等学校増設、および職業科高等学校、定時制高等学校(課程)のあり方を含めて、高等学校教育全般にわたっての総合的な将来計画の樹立
 - (4) 新しい選抜方法に対応しての指導組織および指導方法の検討
- さらに、大阪府における中等教育の現状にかんがみ、
- (5) 私立高等学校が、特色ある教育を通して、高等学校教育全体に貢献している実情を高く評価し、公私立高等学校間における授業料等負担の著しい不均衡がこれを困難にすることのないよう、私立高等学校への財政的援助のいっそうの充実と、私立高等学校生徒への補助金制度の拡充